

「登別市 子ども・子育て支援事業計画」

骨子（計画内容）について

1. 計画の全体構成について

1. 計画の策定にあたって * この計画がどのような計画であることを示す。

- （主な内容）
- ・ 計画策定の背景
 - ・ 計画の位置づけ
 - ・ 計画の期間
 - ・ 計画の対象

2. 計画の基本的な考え方 * 目指すべき子育て環境のあり方を示す。

- （主な内容）
- ・ 基本理念
 - ・ 基本的な視点
 - ・ 基本目標
 - ・ 施策の体系（主要課題、施策の方向の一覧）
 - ・ 教育・保育提供区域の設定

3. 子育てを取り巻く環境 * 市の子育て環境の現状と課題を示す。

- （主な内容）
- ・ 人口と世帯の動向、子どもの数の推計
 - ・ 子育て施策の実施状況
 - ・ ニーズ調査結果の概要

4. 施策の展開 * 基本目標、主要課題ごとに取組内容を示す。

- （主な内容）
- ・ 基本目標ごとの主要課題
 - ・ 具体的な施策（個別事業）

5. 計画の目標値等 * 計画期間の施策の目標値を示す。

- （主な内容）
- ・ 幼児期の学校教育・保育の見込み量と確保策
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保策

6. 計画の推進 * 計画を推進していくための体制等を示す。

- （主な内容）
- ・ 計画の推進体制（庁内の連携や市民との協働について）
 - ・ 計画の進行管理

2. 「計画の基本的な考え方」について

- 市ではこれまで、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として「登別市次世代育成支援行動計画」（前期・後期）を策定し、基本理念、基本目標、基本的な視点を掲げ、子育て環境全般の充実に取り組んできました。
- これまで掲げてきた基本理念、基本的な視点は、市における子どもの育ちや子育てを支援するうえでの普遍的なものであるため、今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」においてもその考え方は継承すべきと考えます。（※ただし、国の基本指針等を踏まえ、必要な文言修正や入れ替えを行います。）
- そのうえで、新たな法律に定められた計画として「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

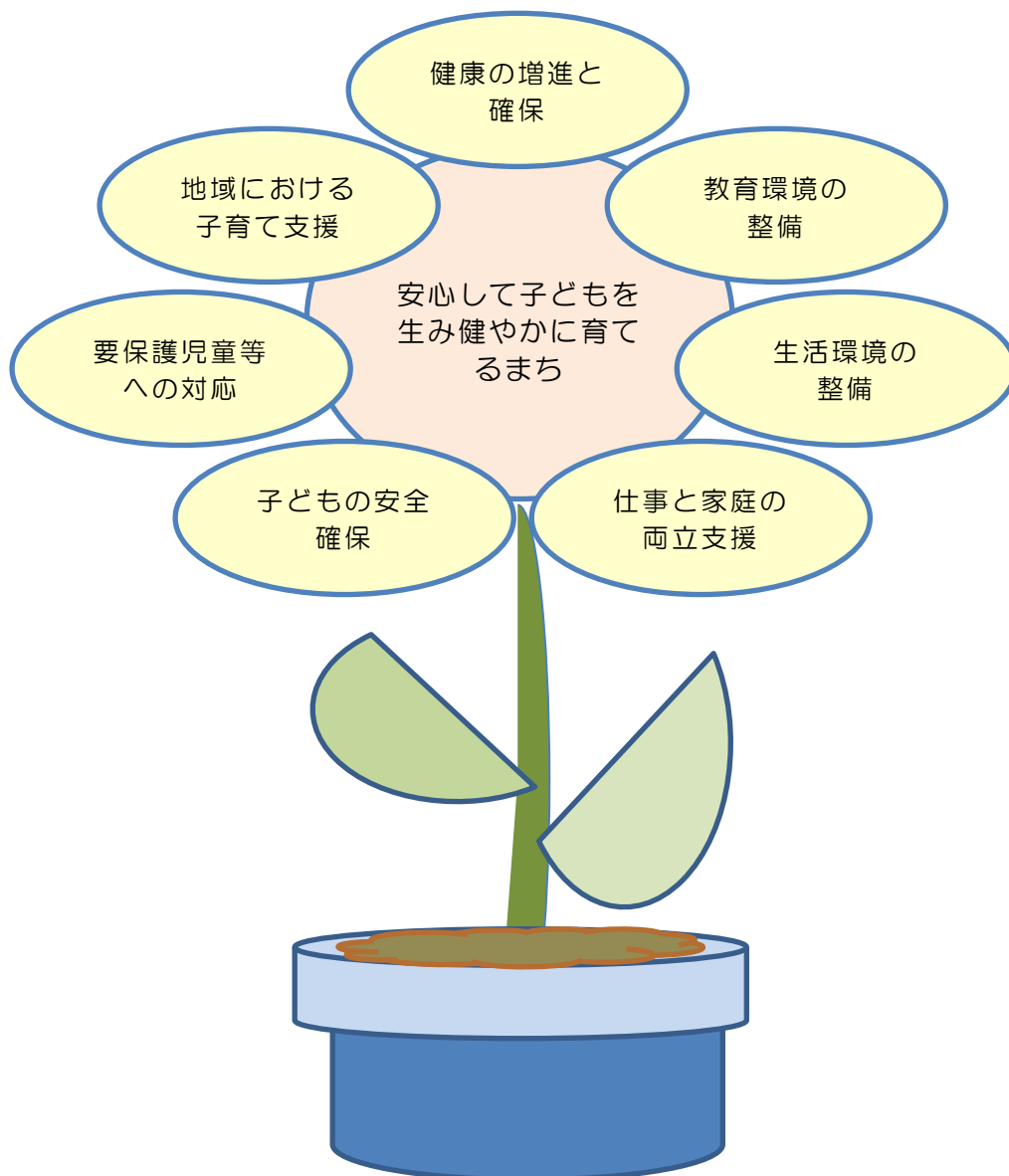
3. 「計画で取り扱う施策の範囲」について

- 「登別市次世代育成支援行動計画」は、少子化対策、子育て支援のみならず、子どもの育ち、地域からの支援、安全・安心、要保護児童への対応など、子ども・子育てにかかる総合的な計画内容となっています。
- 一方、「子ども・子育て支援事業計画」に示されるものとしては、主に就学前の教育・保育事業と地域における特定の子育て支援事業であり、任意事項として仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）、要保護児童対策等が示されているにとどまります。
- 市としては、これまでの総合的な子ども子育てにかかわる取り組みを継承するために、今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」においても、これまでの次世代育成支援行動計画と同等の範囲・分野を取り上げることにします。（※ただし、他計画との関連や事業の見直しは行います。）

計画の必須 記載事項	<ul style="list-style-type: none">・教育・保育提供区域・幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、その実施時期・幼児期の学校教育・保育の一体的提供
計画の任意 記載事項	<ul style="list-style-type: none">・産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保・児童虐待防止、母子家庭等自立支援、障害児などの支援・ワーク・ライフ・バランス

4. 「計画の体系」について

- 「登別市次世代育成支援行動計画」の第4章に記載されている体系は、市の取り組み分野を網羅しています。
- このため、基本的にはこれまでの体系を継承しますが、子ども子育て支援事業計画の趣旨やこれまでの取り組み状況、関連計画との整合を考慮して、必要に応じて組み換えや取り組み内容の精査を行います。（例：教育・保育の一体的な提供、連続性を考慮して、現在分かれている「子育て支援」（保育サービス）と「教育環境」（学校教育）を統合するなど。



5. 「教育・保育提供区域の設定」について

- 保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して教育・保育提供区域を設定します。
- 教育・保育提供区域は、①教育・保育施設、②地域型保育事業、③地域子ども・子育て支援事業の区域としてそれぞれ設定する必要があります。(広域型の事業においては、事業ごとに定めることも可能とされています。)
- 教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。
- 市全域を1区域とする場合はその旨を記載します。
- 設定された教育・保育提供区域の状況として、各区域の就学前児童数、教育・保育施設等の数、利用状況等を掲載します。